

VAN BAEL & BELLIS

EUカルテル規制：最近のカルテル事件 (欧州委員会の動向)

EU競争法セミナー

～日本企業が知っておくべきEU競争法の最新動向2016～

於：欧州連合日本政府代表部 (ブラッセル)

2016年1月15日(金)

バンバール・アンド・ベリス法律事務所

亀岡 悦子

(米国NY州弁護士会会員・ベルギー弁護士会準会員)

この資料はセミナーでの講演をご理解いただくための一般情報で、この中に記載されている情報は法的助言ではありません。具体的案件については、弁護士にご相談ください。

概要

- EUカルテル事件の最近の事例 (1): 光学ドライブカルテル
 - ✓ カルテルと判断される行為 / 制裁金減免制度
- EUカルテル事件の最近の事例 (2): 貨物列車カルテル
 - ✓ 和解制度
- EUカルテル事件の最近の事例 (3): パーキングヒーターカルテル
 - ✓ カルテル審査手続の流れ
- EUカルテル事件の最近の事例 (4): ベアリングカルテル
 - ✓ カルテル行為への制裁
- EUカルテル事件の最近の事例 (5): 金利デリバティブ (LIBOR) カルテル
 - ✓ ハイブリッド和解手続
- EUカルテル事件の最近の事例 (6): 高圧電力ケーブルカルテル
 - ✓ 制裁金の対象企業(カルテル幫助) / 欧州委員会決定に対する不服申し立て
- 現在審査中のEUカルテル事例
 - ✓ 異議告知書

EUカルテル事件の最近の事例 (1): 光学ドライブカルテル

2015年10月21日、欧州委員会が光学ドライブカルテルについての決定を出す。

■光ディスクドライブ(ODD)のサプライヤー8社が、2社のパソコンメーカーが行った入札について談合した行為をカルテルと判断。

■日本企業を含む複数のアジアの企業が関与し、欧州企業1社だけが本社をEU加盟国内に置いていた。

■カルテル関与企業間のコンタクトはEU(欧州経済領域)外で行われたが、カルテル自体は世界規模で実施された。

■関与企業は行為の違法性を認識し、カルテルを隠蔽する措置を講じていた。

■Philips、Lite-on、この2社による合併企業は、制裁金減免申請(事実に関する証拠を提出し、欧州委員会へ審査協力した企業に減免を認める)し、制裁金が免除された。その他の関与企業に対しては総額1億1600万ユーロの制裁金が課せられた。

EU競争法上カルテルと判断される行為

- 価格設定や市場分割などのハードコアカルテルについては、反競争的な目的が証明できればその違法行為の効果を証明する必要はなく、当事者の意図は考慮されるが、必ずしも決定的要素ではない。
- カルテル関与企業がEU加盟国内に存在する必要はない。
- カルテル取り決めがEU市場内で締結される必要もない。
- カルテル行為がEU市場で効果を有し、著しくEU市場に影響を及ぼすことが必要である。

EUカルテル事件の最近の事例 (2): 貨物列車カルテル

2015年7月15日、貨物列車カルテルについて欧州委員会が決定を出す。

■2013年6月の関与企業への立入り検査で、欧州委員会の審査が開始された。

■ドイツ鉄道関連会社、オーストリア鉄道関連会社、欧州の主要輸送ロジスティクス会社に対し総額4900万ユーロの制裁金を課す。

■2004年7月から2012年6月にわたる欧州での価格設定と顧客割当カルテル。

■制裁金減免制度と和解制度の両方により、制裁金が減額されている。

EUカルテル事件の最近の事例 (2): 貨物列車カルテル(制裁金)

	制裁金減免制度 に基づく減額・免除	和解制度 に基づく減額・免除	制裁金 (€)
K+N	100%	(10%)	0
EXIF	45%	10%	17 356 000
Schenker	30%	10%	31 798 000
総額			49 154 000

和解制度の概略

- 2008年7月、欧州委員会は和解手続告示を発表し、和解制度を導入する。
- EUカルテル事件にのみ適用。
- 最初の和解手続事件は、2010年5月に和解決定が採択されたDRAMカルテル事件。現在ほとんどの審査が和解制度により処理。制裁金減免制度のみ利用した審査の例としては、前述の光学ドライブカルテル事件のほか、2015年6月の食品包装容器カルテル事件などがある。
- 制裁金減免制度と和解制度は別の手続。制裁金減免制度と和解制度を同一事件で使うことは可能。
- 制裁金減免制度と和解制度の両方を利用して減額を受けた事例は多い。
- 制裁金減免制度は、事実に関する証拠を欧州委員会へ提出した協力者へ減免を認める。一方、和解制度は、関与企業の責任の認諾に対して減額を認める。

和解手続の利点

■事前に制裁金額の範囲などが明らかにされるため、企業が欧州委員会決定を上訴する可能性が低くなる。手続を効率的に進めることが期待できる(和解手続は通常手続と比較し、手続期間を平均2年短縮できる)。

■制裁金の10パーセント減額可能性のほか、欧州委員会の考えが早期に企業に示される可能性。

- 当事者は、和解手続中の数々の会議やコンタクトを通し、違法行為の範囲や制裁金のレベルについて、欧州委員会の考えを探るだけでなく、自社の見解を述べる機会を得ることができる。例: 基本額を計算する際に使用される売上高の割合について早期に意見を述べる機会。

■情報が外部に漏れる可能性が少ない(和解手続では、欧州委員会決定のページ数が30ページ以内である)。そのため、カルテルに基づく損害賠償請求訴訟を起す側にとっては情報入手が困難になるリスクがある。

和解手続の注意点

- 通常手続と異なり、欧州委員会が保管する書類へのアクセスが制限され、聴聞は行われぬ。
- すべてのカルテル事件に和解手続が可能な訳ではない(和解手続対象事件は欧州委員会によって選択される)。
- 他の和解対象企業が手続に積極的でないと、欧州委員会が和解手続を放棄して通常手続に戻る恐れがある。
 - 和解手続中断事例 スマートカードチップカルテル決定
- 欧州委員会決定に対し不服申し立てする可能性が低くなる。

EUカルテル事件の最近の事例 (3): パーキングヒーターカルテル

2015年6月17日、欧州委員会がパーキングヒーターカルテルについて決定を出す。

■ドイツ(オーストリア)企業2社による10年間の価格と顧客調整行為。ベアリングカルテル事件やワイヤーハーネスカルテル事件などの一連の自動車部品カルテルの1つ。

■2001年9月から2011年9月までの長期に及ぶカルテル行為。

■1社は制裁金減免制度により2億2222万ユーロの制裁金を免れるが、他社に対して6817万ユーロの制裁金が課された。

■2社共に和解手続による審査。

EUカルテル事件の審査の流れ

■ パーキングヒーターカルテル審査手続

2012年11月、1社が制裁金減免申請。

2013年7月、欧州委員会が企業に立ち入り検査。

2013年8月、立ち入り検査のあった他の企業も減免申請。

2014年7月、欧州委員会が正式審査開始。

2014年9月、和解制度に基づく会議（欧州委員会と企業間の話し合い）を開始。

2015年5月、和解制度に基づく異議告知書。

2015年6月、和解決定（公表版は3ページ）。1社は6817万ユーロの制裁金を課されるが、減免申請した企業は制裁金を免れる。

EUカルテル事件の最近の事例 (4): ベアリングカルテル

2014年3月19日、欧州委員会はベアリングカルテル決定を出す。

■自動車・産業用ベアリングについて、欧州企業2社と日本企業4社に対し総額9億5330万ユーロの制裁金が課されている。

■カルテル行為は、2004年4月から2011年7月までEU(欧州経済領域)において行われ、すべての企業が和解制度を選択した。

■制裁金減免申請をした日本企業1社につき制裁金が免除。

■日本、米国など他の法域でも審査。

カルテル行為に対する制裁

- EU競争法は欧州委員会によって執行されるだけでなく、加盟国当局や加盟国裁判所によっても執行される。欧州委員会と加盟国当局は、競争法違反に対し大変高額な制裁金を課すことがある。
- 被害を受けた企業や消費者は、違反企業に対し損害賠償請求訴訟を提起することができる。
- 制裁金を課された企業が、管理職に損害賠償請求訴訟を提起することがある。
- 犯罪人引渡し条約により、国際カルテル関与企業の職員が米国などに引き渡されることがある。EUから米国への最初のカルテル関与者の引渡しが、2014年4月に行われている。

EUカルテル事件の最近の事例 (5):高圧電力ケーブルカルテル

2014年4月2日、欧州委員会が高圧電力ケーブルカルテル決定を出す。

■欧州企業は日本市場に参入せず、日本企業は欧州市場に入らないという「ホームテリトリー」制を構築。

■市場・顧客分割などを行っていた欧州、日本、韓国企業11社に対し、総額約3億200万ユーロの制裁金。

■カルテル関与企業の株を過去に約2年間100パーセント保有していた米国の投資銀行にも、カルテル企業の行為に決定的な影響を及ぼしていたと判断し、カルテル企業と連帯して3730万ユーロの制裁金が課せられる(単なる投資家ではなく、経営に決定的な影響力を有していたと欧州委員会は判断)。投資銀行側は上訴し、手続は一般裁判所に係属中。

欧州委員会決定に対する不服申し立て

競争総局による決定への上訴・上告は、ルクセンブルグにある一般裁判所と司法裁判所へ

- 上訴の結果、裁判所によって制裁金が増額される可能性もある。
- 制裁金増額・減額は例外的。
 - 2015年9月、ブラウン管カルテル決定で制裁金を課された日本企業2社が、制裁金算定方法に誤りがあると主張して欧州委員会決定について上訴した。一般裁判所は企業側の主張を認めため、制裁金は減額されている。手続は司法裁判所に係属中。
 - 2015年12月、航空貨物カルテル上訴判決に対して、一般裁判所は欧州委員会の主張する審査についての広い裁量権を認めず、欧州委員会決定自体が無効とし、関与企業へ制裁金も無効となった。

EUカルテル事件の最近の事例 (6): 金利デリバティブカルテル

2013年から2015年にかけて、欧州委員会がユーロ・円・スイスフラン金利デリバティブ(LIBOR)カルテル決定を出す。

- ユーロ・円・スイスLIBORカルテル事件では、欧米の複数の国際金融機関が、欧州経済領域において金融派生商品に係るカルテルを行っていたとして、総額17億6000万ユーロの制裁金。

- カルテル幫助

- 2015年2月、カルテル関与金融機関間のコミュニケーションを図るなどして円金利デリバティブに関する複数のカルテル行為を補助したことを理由に、英国の銀行間取引仲介業者ICAPに対して1500万ユーロの制裁金が課せられた。具体的には、このブローカーが円建てLIBOR設定のための金利についてカルテルに関与していない金融機関にも影響及ぼすように情報を伝えていたほか、金利を操作していたカルテル関与トレーダー間の連絡を取り持っていた行為が問題視された。上訴されたため、手続は一般裁判所に係属中。

- 和解制度にて処理されたが、ハイブリッド和解手続となった。

ハイブリッド和解手続

■ ハイブリッド和解手続

関与企業の一部が和解手続に参加せず、通常手続を選択。そのため欧州委員会は通常手続と簡略な和解手続を並行して進める。

- ユーロ金利デリバティブカルテルでは、2014年5月に、欧州委員会は通常手続による異議告知書を3つの金融機関に送付。これ以外のカルテル関与機関は和解を受諾し、審査は2013年12月に終結。
- 円金利デリバティブカルテルについては、ブローカーICAP以外の金融機関は和解制度を利用。

■ ハイブリッド和解手続事例

- 2010年7月に決定が出された動物飼料用燐酸肥料カルテル事件では、1社が和解手続ではなく正式手続で審査。

現在審査中のEUカルテル事例

- カーバッテリーリサイクルカルテル事件

2015年6月、欧州委員会は鉛リサイクル企業5社に、廃棄鉛蓄電池の購入カルテルを行った疑いで異議告知書を送付。2009年から2012年にベルギー、フランス、ドイツ、オランダにて5社が購入価格を調整した恐れ。

- 電解コンデンサーカルテル事件

2015年11月、欧州委員会は異議告知書を関与企業に送付。1997年から2014年までアジアの製造者が主に日本でミーティングをし、市場トレンド、顧客、価格情報を交換した疑い。複数の海外競争当局が審査を行っており、台湾当局は記録的な制裁金を課す。日本の公正取引委員会も審査中。

異議告知書

- 欧州委員会が、カルテルに関与したと考える企業に送付する書面で、事実と法的根拠、制裁金が課される可能性があるかどうか記述されている。
- 立ち入り検査から異議告知書が出るまでの期間は、案件によって異なる。日本企業数社が対象となったプロ用ビデオカルテル事件では、2002年5月に立ち入り検査があり、2003年3月に異議告知書が送付され、同年11月に決定が出ている。
- 異議告知書の内容に対し企業は反論・弁護を行うため、この中に記載されていない事項に基づき欧州委員会が決定を出す場合は、通常、追加異議告知書が必要である。
- 異議告知書は準備書面であるため、異議告知書に対し欧州裁判所へ上訴することはできない。

VAN BAEL & BELLIS

有難うございました。

VAN BAEL & BELLIS

Chaussée de la Hulpe 166 1170 Brussels Belgium
Tel. + 32(0)2.647.73.50 Fax. + 32(0)2.640.64.99
ekameoka@vbb.com www.vbb.com